

補助金概要調書

補助金名	老人クラブ補助金			
所管部課	福祉保健部長寿社会課 (TEL 23-5156(直通))			
補助対象者	単位老人クラブ及び米子市老人クラブ連合会			
補助開始年度	昭和44年			
交付目的	老人クラブ活動及び老人クラブ活動促進事業に対し、予算の範囲内で、その事業費の一部を補助することにより、本市の区域内で組織されている老人クラブの育成を図る			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	6,639千円 (2,335)千円	5,600千円 (1,868)千円	5,353千円 (1,785)千円	5,468千円 (1,824)千円
補助事業の内容	老人の知識及び経験を生かした多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的に、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し助成を行う。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		5,468千円	
	内補助対象経費		5,468千円	
	補助対象経費の内訳		単位老人クラブ 4,920千円 米子市老人クラブ連合会 548千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		単位老人クラブ 29人まで 31,000円 30～69人 41,340円 70人以上 51,630円 老人クラブ連合会 194,000円 + 会員数 × 70円	
	限度額		(有) 上記のとおり	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 1/3 県 1/3 市 1/3 その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が期待されている。本事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	老人福祉法の基本的理念を具現するため、高齢者の社会活動への積極参加を促すことを目的としたものであり、終期の設定はできない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				